

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置と区域

(1) 前提となる歴史的風致

本市では、祭礼や伝統行事等は形を変えつつ受け継がれ、漁村集落や農村集落などの暮らしにとけこんだ行事として今もなお息づいている。

この人々の活動と歴史上価値の高い建造物及びその周辺地域とが一体となって形成している本市を代表する歴史的風致について、第2章「宗像市の維持向上すべき歴史的風致」では4つの区域を選定している。

1. 宗像大社ゆかりの歴史的風致

宗像大社は沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本土の辺津宮の三宮の総称である。全国で約6,400社ある宗像三女神を祀る神社の総本社であり、航海安全だけでなく、すべての道の守護神として全国的に広く信仰を集めている。みあれ祭をはじめ、古式祭、七夕祭など年間約40もの祭事が行われており、その繁栄を垣間見ることができる。

2. 宗像の浦々にみる歴史的風致

宗像地域の近海は古来より漁業資源に恵まれており、鐘崎や神湊、大島、地島では現在も多くの人々が漁業を生業としている。これらの地域では日々の暮らしの中に豊漁と航海安全を祈り、感謝を捧げる様々な神様に対する信仰や風習が今も息づいている。

3. 八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致

吉武地区の八所宮の御神幸祭は、神社と地域の人々が一体となって里の恵みに感謝し五穀豊穰を祈る祭りであり、その周辺に広がる田園風景と農村集落のまちなみが一体となったこの地域独自の歴史的風致を形成している。

4. 唐津街道赤間宿にみる歴史的風致

江戸時代に唐津街道の宿場町として栄えた赤間宿では、酒造りなどの生業や、赤間祇園祭や糸びす祭をはじめとする季節ごとに行われる様々な祭事が継承されている。これらの光景は当時の面影を残しており、人々の思いの一端を伝えている。

歴史的風致が存在する4つの区域のうち、重点区域は、その区域内に国指定文化財をはじめとする歴史上価値の高い建造物が存在し、そこで行われる歴史や伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われている良好な地域の中でも、市として特段の施策を講じることにより、歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策を一体的かつ重点的に推進することによって施策の効果が市域全体にも波及することなども考慮しながら、歴史的風致の範囲が重なり合う区域を中心にその維持向上が最大限に図られる区域を設定するものとする。

また、歴史まちづくり法第2条第2項には、重点区域の要件として、「文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」とあり、これらを含む区域を重点区域として設定する。

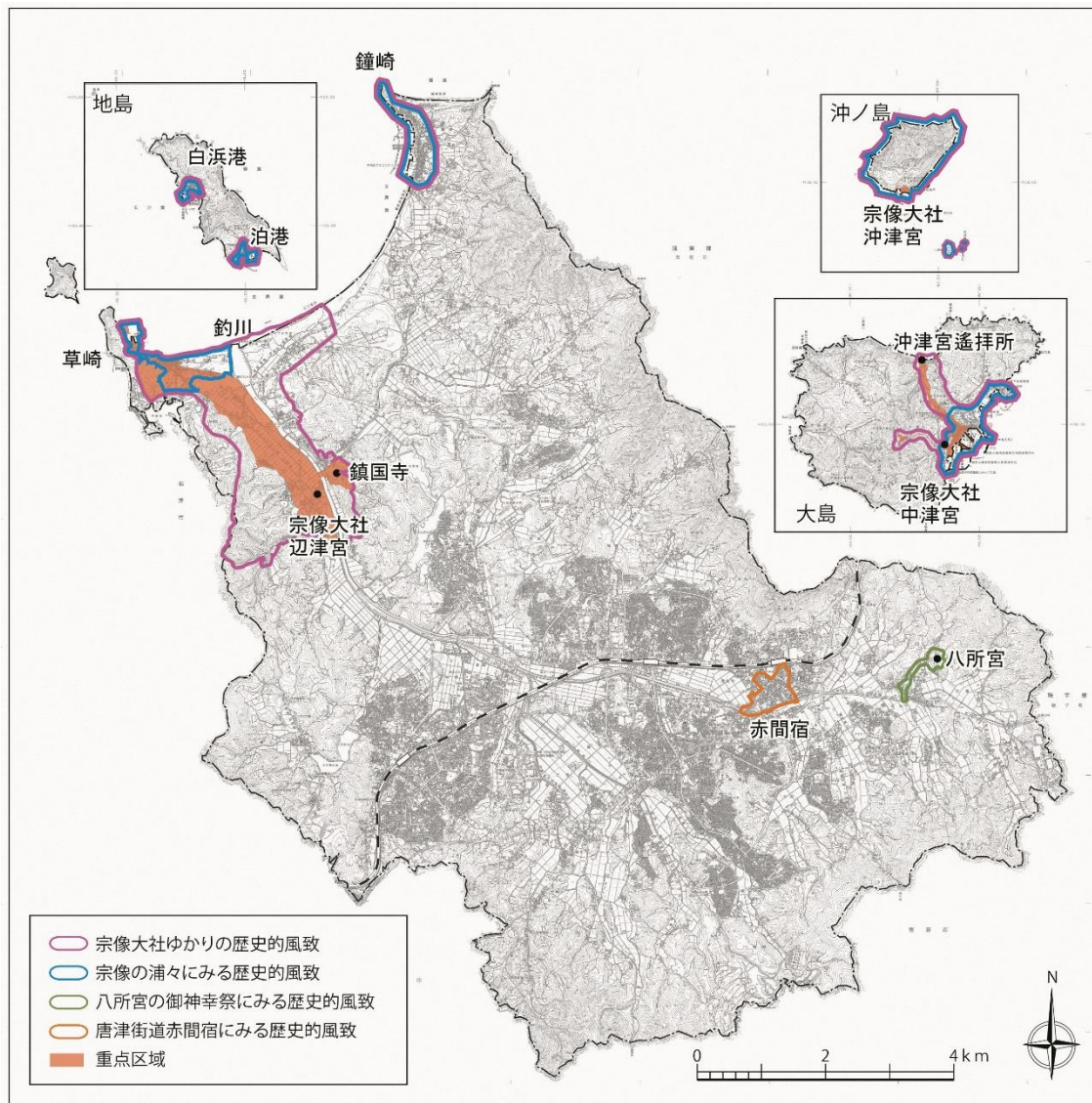
さらに、設定にあたっては、第3章「歴史的風致維持向上に関する方針」で記述した課題・方針、さらには、本市がこれまで歴史文化を活かすために実施してきた様々な取組みや施策、総合計画や都市計画マスタープランといった各種計画における位置づけを踏まえることとする。

(2) 重点区域の範囲

本計画では、本市の維持向上すべき歴史的風致の分布を踏まえて重点区域を設定する。「宗像大社ゆかりの歴史的風致」「宗像の浦々にみる歴史的風致」の重なりが見られる、本市のシンボルといえる宗像大社を中心とし、宗像大社（沖津宮・中津宮・辺津宮）や宗像大社ゆかりの鎮国寺周辺、及び沖ノ島を起源とする信仰が大島、九州本土へと広がり、海で結ばれた広大な信仰の場を加えた地域を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開していくものとする。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合等に随時見直しを行うものとする。

図 重点区域の位置と範囲



| 区域名称 | 区域面積 |
|-------|---------|
| 沖ノ島地区 | 約 2ha |
| 大島地区 | 約 28ha |
| 玄海地区 | 約 230ha |

①沖ノ島地区

沖ノ島は、日本列島から朝鮮半島へ至る海域の守り神とされ、島そのものが信仰の対象となっている。一般人の上陸は禁止されており、宗像大社の神官が1名10日交代で島に常駐し、社殿での神事等を行っている。また、沖ノ島に上陸する際には、海水に浸かり身を清めるための禊を行わなければならない。

本計画における沖ノ島地区の範囲は、沖ノ島全域のうち、神官が上陸する沖ノ島漁港及び禊を行う禊場周辺と沖津宮の本殿、拝殿までを含む、信仰のために立ち入る範囲とする。神官による日常的な神事のほか、みあれ祭の前に行われる沖津宮神迎え神事の際にも同様の範囲で神事を行う。

②大島地区

大島には、国史跡「宗像神社境内」のうち、沖津宮遙拝所と中津宮の史跡指定地が存在する。大島の北岸に建てられた沖津宮遙拝所は遠く離れた沖ノ島を遙拝するための社殿であり、空気の澄みきった日には、水平線上に沖ノ島を見ることができる。中津宮は御嶽山祭祀遺跡がある御嶽山山頂から、尾根を通る参道を介し、海に面した麓までの範囲が境内である。

本計画における大島地区の範囲は、沖津宮遙拝所の史跡指定範囲と中津宮の史跡指定範囲のほか、沖津宮遙拝所から大島港周辺を結ぶ道路沿道と神迎え神事の際に沖ノ島の神様を中津宮にお迎えするための陸上神幸の経路である大島港及びその背後集落から宗像大社中津宮までを含む範囲とする。

③玄海地区

玄海地区には、国史跡「宗像神社境内」のうち、辺津宮の史跡指定地が存在する。辺津宮は九州本土に位置することから、一般人の上陸が禁止されている沖津宮や、大島に位置する中津宮と比較すると参拝者も多く、宗像大社における神事を中心となっている。

本計画における玄海地区の範囲は、神湊港から宗像大社辺津宮までの陸上神幸の経路を中心とし、辺津宮の史跡指定地及び宗像大社の神宮寺である鎮国寺の周辺を含む範囲とする。

図 玄海地区の位置と範囲

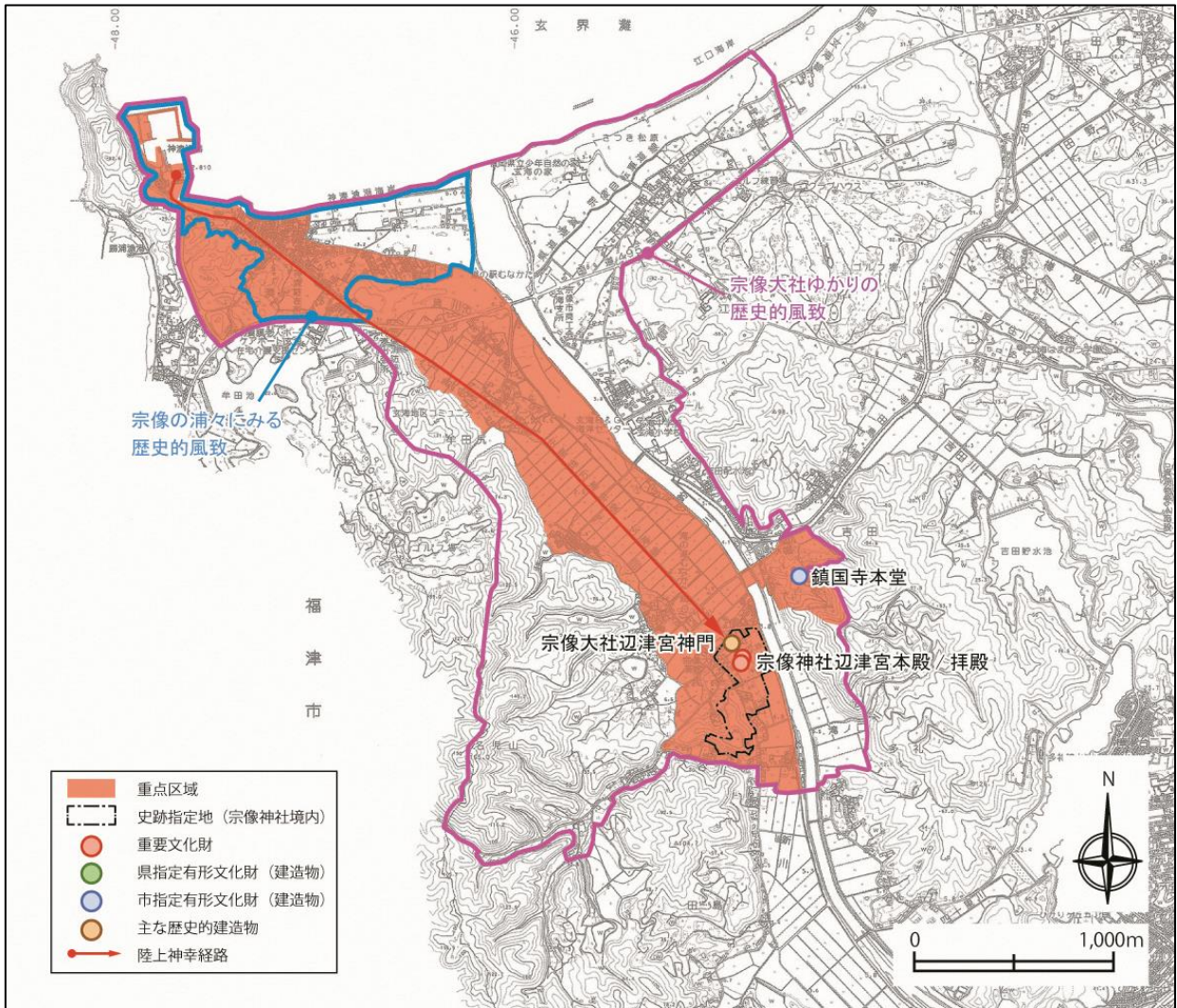


図 大島地区の位置と範囲

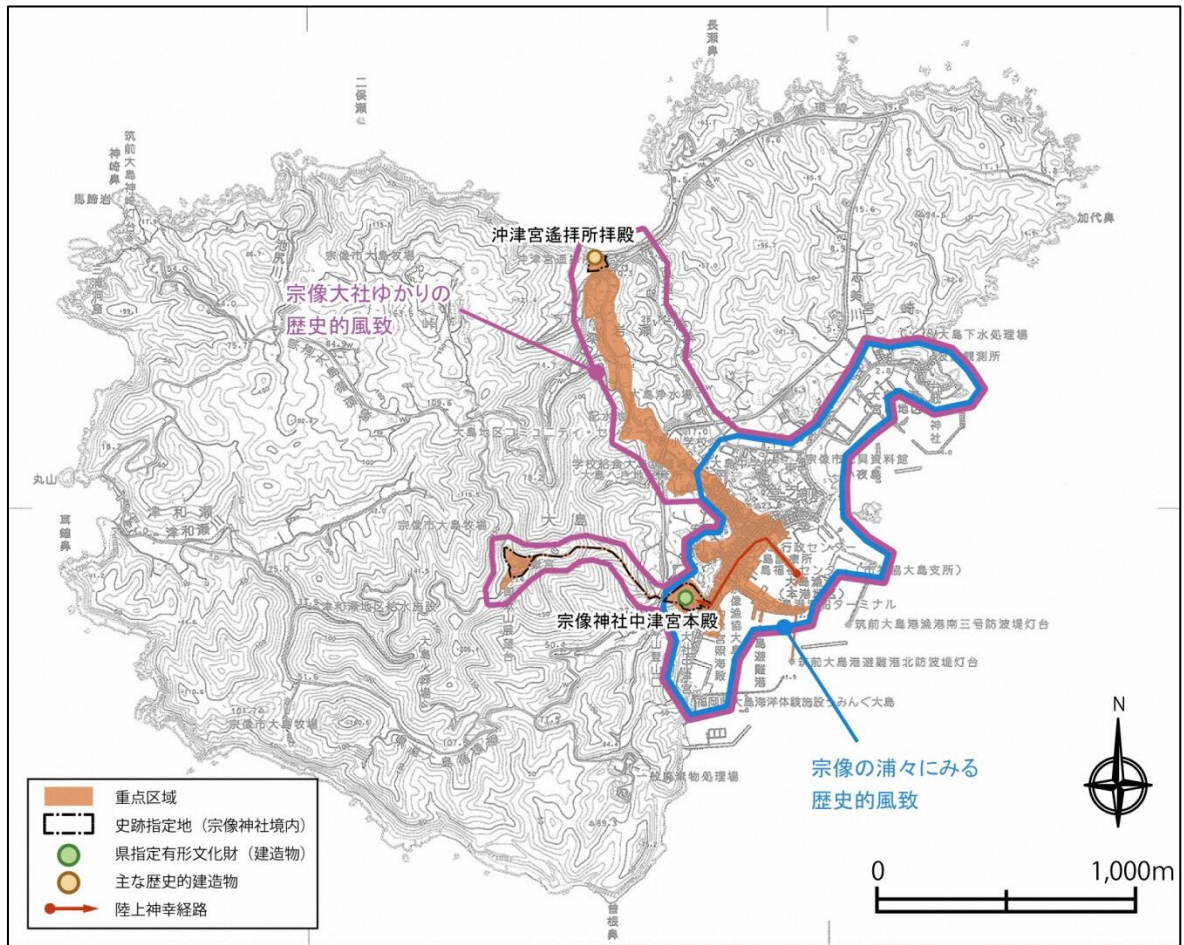
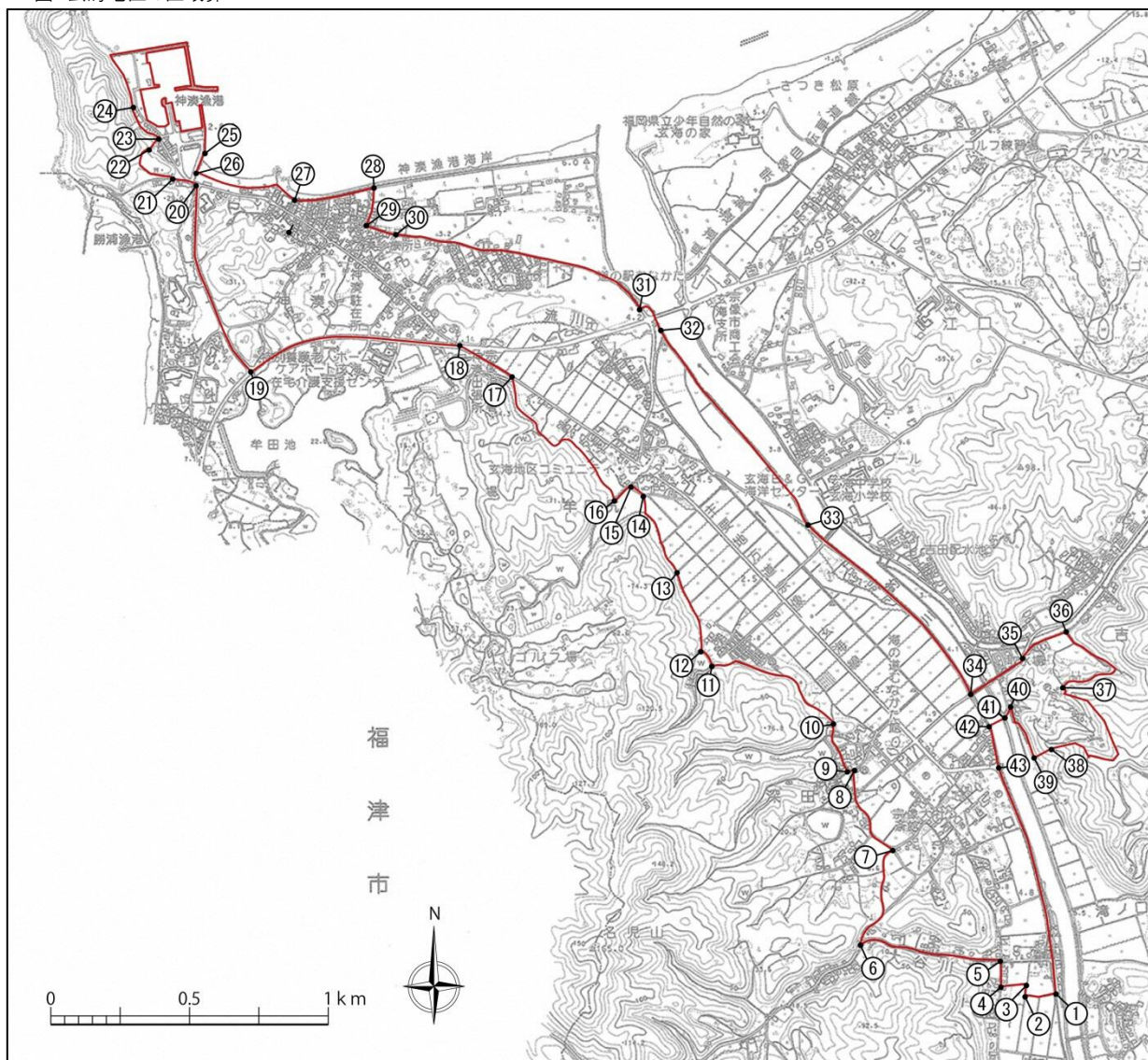


図 沖ノ島地区の位置と範囲(沖ノ島)

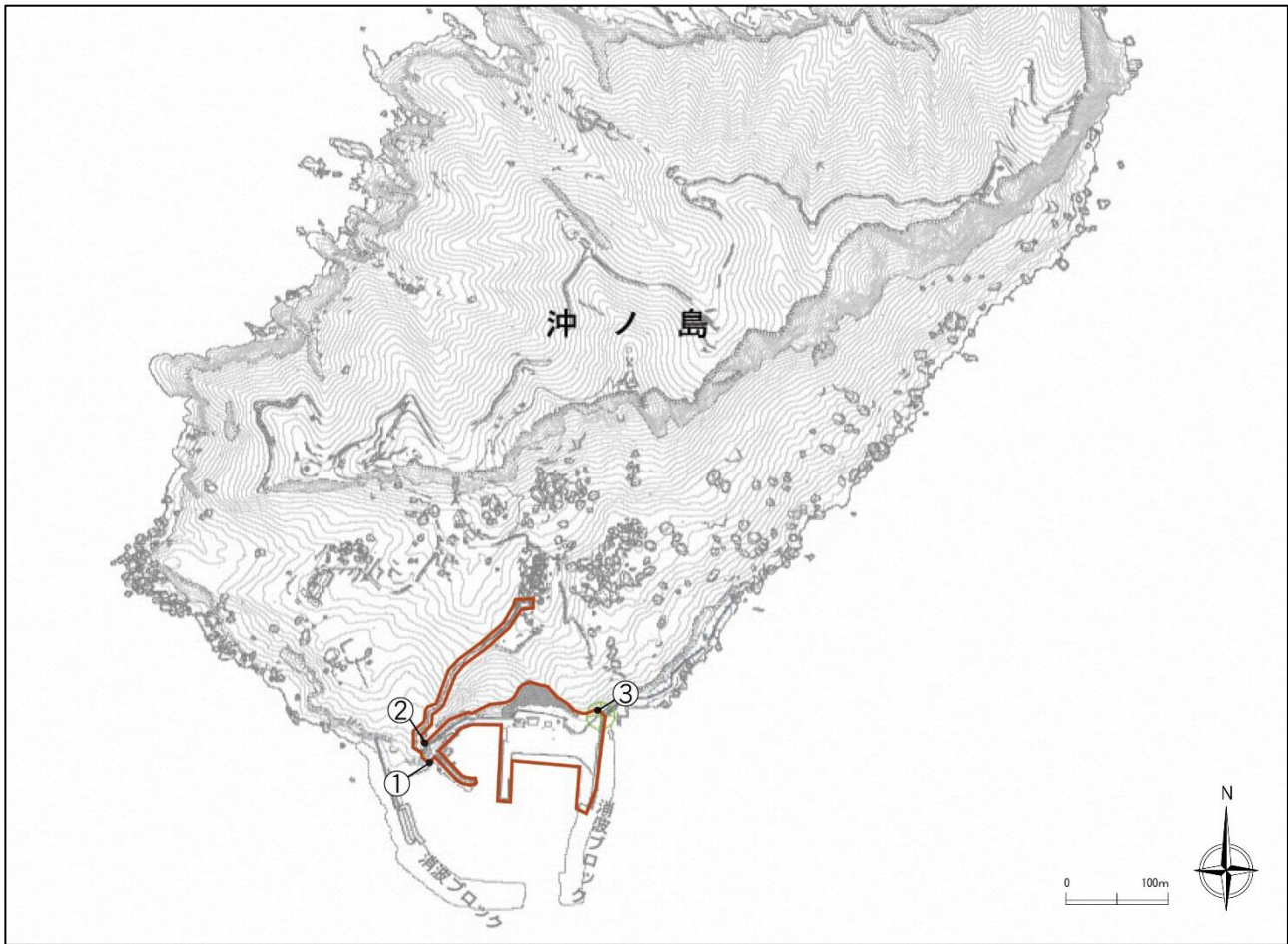


図 玄海地区の区域界



| | | | |
|-----|--------------|-------|--------------|
| ①～② | 水路 | ②③～②④ | 筆界 |
| ②～③ | 市道 大門・地藏ヶ鼻線 | ②④～②⑤ | 漁港施設 |
| ③～④ | 市道 地藏ヶ鼻線 | ②⑤～②⑥ | 筆界 |
| ④～⑤ | 市道 大門線 | ②⑥～②⑦ | 漁港海岸 |
| ⑤～⑥ | 県道 玄海・田島・福間線 | ②⑦～②⑧ | 市道 神湊・臨海線 |
| ⑥～⑦ | 市道 宿ノ谷・日南線 | ②⑧～②⑨ | 市道 天神町5号線 |
| ⑦～⑧ | 市道 深田・縄手下線 | ②⑨～③① | 市道 中町・上灘線 |
| ⑧～⑨ | 市道 屋敷3号線 | ③①～③② | 市道 皇月橋・下町線 |
| ⑨～⑩ | 市道 屋敷・古神崎線 | ③②～③③ | 見通し界 |
| ⑩～⑪ | 市道 井手浦・大谷線 | ③③～③④ | 市道 開1号線 |
| ⑪～⑫ | 見通し界 | ③④～③⑤ | 市道 牟田尻本線 |
| ⑫～⑬ | 見通し界 | ③⑤～③⑥ | 県道 玄海・田島・福間線 |
| ⑬～⑭ | 市道 新開・寺田3号線 | ③⑥～③⑦ | 市道 サヤノ前・片田線 |
| ⑭～⑮ | 市道 浜久保2号線 | ③⑦～③⑧ | 市道 今ヶ浦1号線 |
| ⑮～⑯ | 市道 鳥越線 | ③⑧～③⑨ | 筆界 |
| ⑯～⑰ | 見通し界 | ③⑨～④① | 見通し界 |
| ⑰～⑱ | 県道 宗像・玄海線 | ④①～④② | 公衆用道路 筆界 |
| ⑱～⑲ | 国道 495号 | ④②～④③ | 市道 土手外線 |
| ⑲～⑲ | 県道 岡垣・玄海線 | ④③～④④ | 見通し界 |
| ⑲～⑲ | 市道 草崎線 | ④④～④⑤ | 市道 牟田尻本線 |
| ⑲～⑲ | 筆界 | ④⑤～④⑥ | 市道 今ヶ浦1号線 |
| ⑲～⑲ | 見通し界 | ④⑥～④⑦ | 県道 宗像・玄海線 |

図 沖ノ島地区の区域界



| | |
|-----|--------------|
| ①～② | 参道（沖津宮社殿まで） |
| ②～③ | コンクリート吹付法面上端 |
| ③～① | 漁港施設 |

2. 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域において、歴史的風致の維持向上に寄与する施策を推進し歴史的建造物の保存・活用や伝統的な活動等の支援を推進することで、市民の歴史的風致に対する認識や愛着が深まることが期待される。また、世界遺産への登録を契機とした来訪者の増加も見込まれるなか、歴史的風致の維持向上に関する取組によって、地域の魅力が高まり、さらなる交流人口の拡大、地域振興の効果が期待できる。

また、歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物、その周辺の環境について、重点的かつ一体的な整備に取り組むことは、当該区域の歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、歴史文化を活かしたまちづくりとして効果的なシティプロモーションとなり、市外からの歴史的風致の評価が高まることによって、本市の認知度も更に向上し、観光振興等を目的とした交流人口の増加へとつながることで地域活性化が図られることを期待する。

なお、歴史的風致の維持向上による交流人口の増加により、本市固有の歴史的風致に対する地域住民の理解を一層深めることを通じ、宗像の発展に尽くした先人に感謝の気持ちや敬意を抱くことで、市民のふるさとへの誇りと愛着が生まれることを期待する。これにより、祭礼行事など地域行事への積極的な参加につながり、地域の伝統文化が次世代へ大切に受け継がれていくことも期待される。

なお、本計画の重点区域は宗像市景観計画における景観重点区域に含まれており、本計画に基づく施策の推進と合わせて景観の規制誘導を図ることにより、歴史的風致の維持向上に更なる効果を与えることが可能である。

重点区域において、本計画に基づく各種事業を推進することで、上記のような効果が得られるとともに、重点区域外の歴史的風致や地域住民主体のまちづくり活動にも波及効果を与え、ひいては、本市全体の歴史文化を活かしたまちづくりが一層推進されることが期待できる。

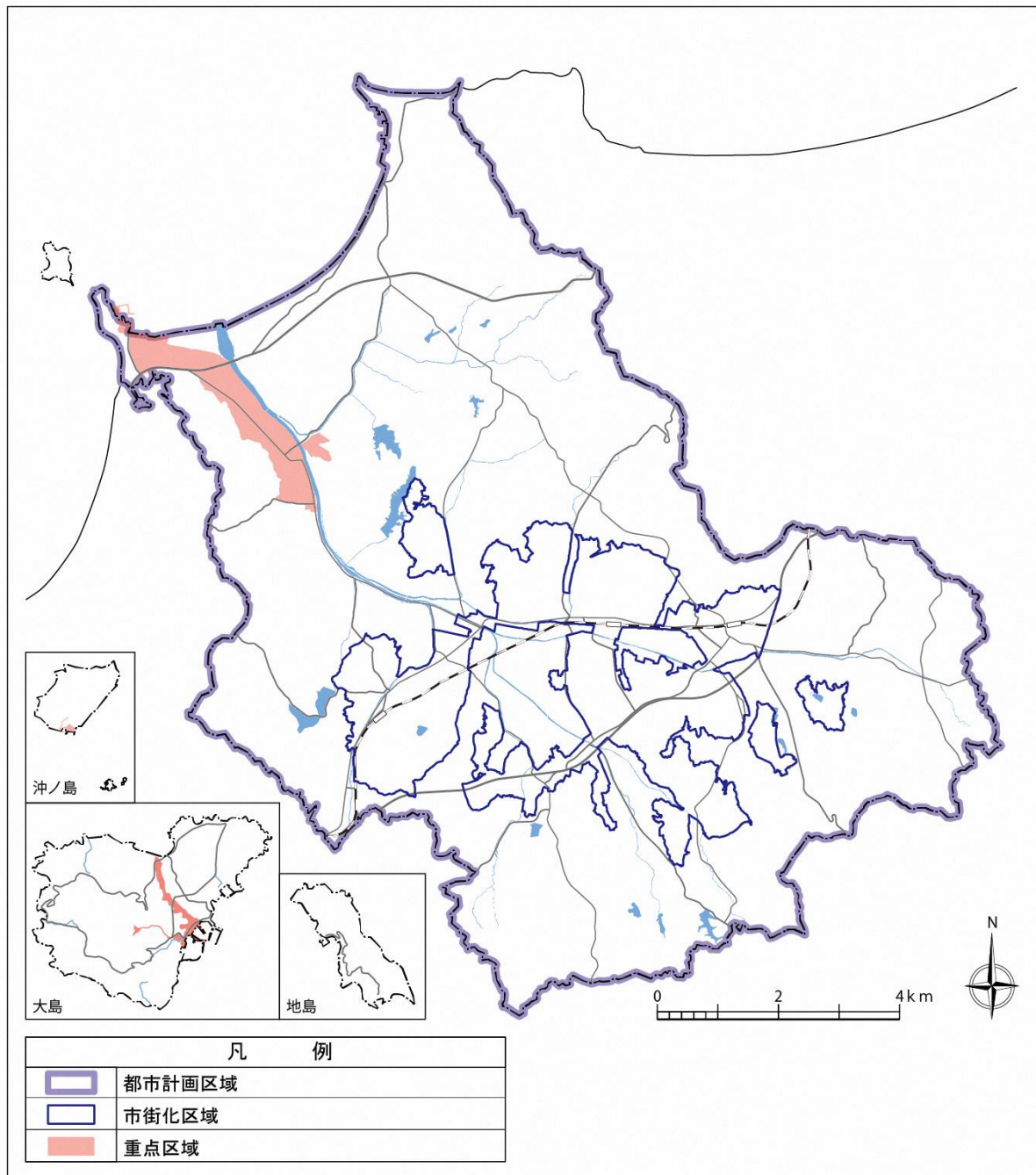
3. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関する取組み

他法令などによる重点区域における規制の状況を以下に示す。

(1) 都市計画法

本市では、離島を除く市全域が都市計画区域であり、そのうち約17%にあたる1,876haが市街化区域、残りの9,097haが市街化調整区域である。本計画の3つの重点区域は全域が都市計画区域外又は市街化調整区域に位置している。

図 都市計画区域と重点区域



(2) 景観法

本市では、平成26年(2014)7月に景観まちづくりのあり方の骨格を示す「宗像市景観まちづくりプラン」と、景観法に基づく「宗像市景観計画」を策定するとともに、「宗像市景観条例」を制定し、その運用をはじめている。

「宗像市景観計画」では、「宗像市景観まちづくりプラン」を踏まえ、エリアや軸、景観重点区域それぞれにおける景観形成の方針や、建築・建設行為、開発行為等を行う際の景観形成のルールを定め、景観誘導を図っている。景観重点区域は、各構成資産周辺の景観保全・形成、大島御嶽山や海上からの眺望範囲の観点から、景観重点区域Ⅰ～Ⅲの3つの区域に区分している。

なお、本計画の重点区域は全て景観重点区域に含まれている。

図 景観計画における景観重点区域

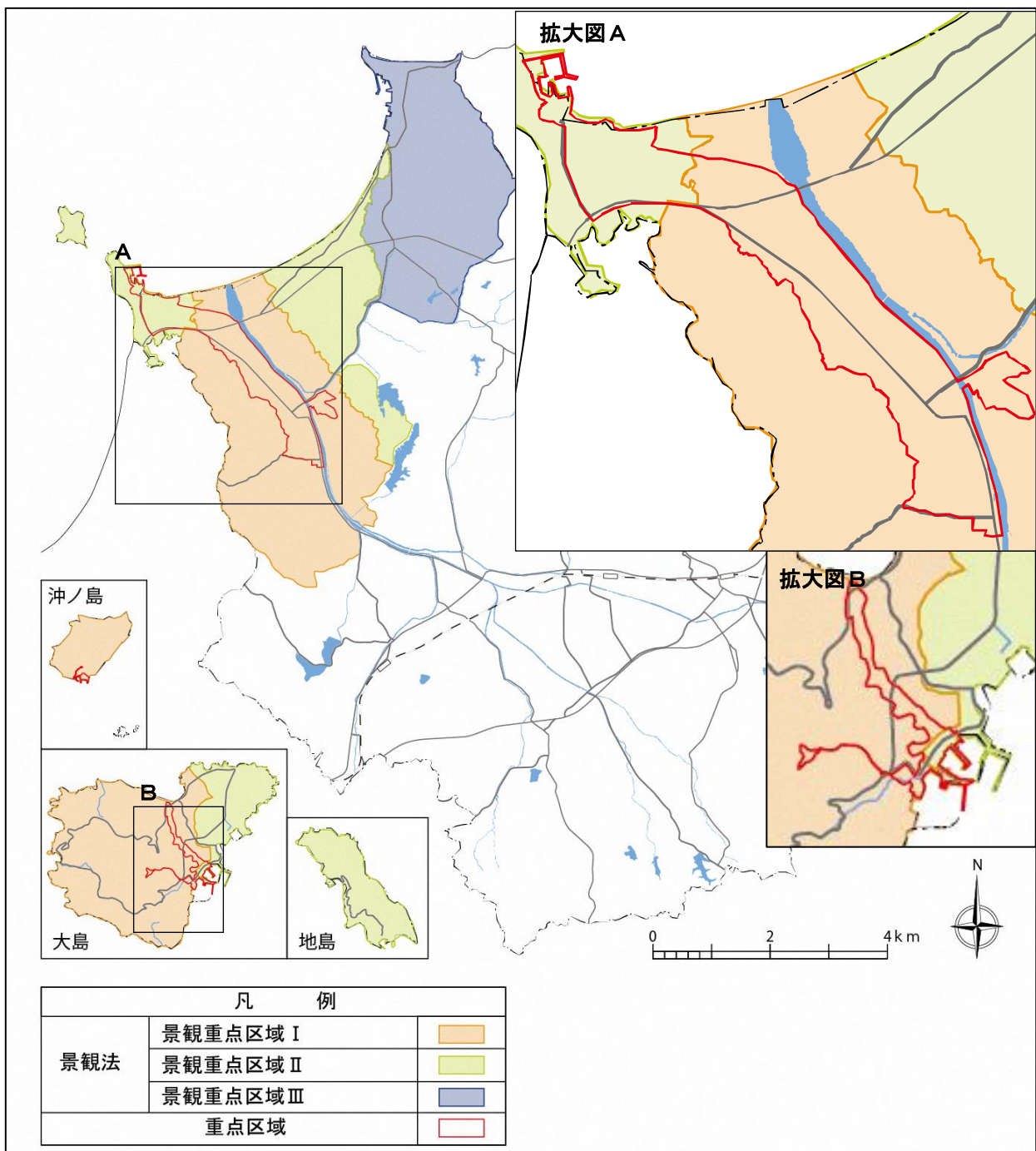


表 景観重点区域の行為の制限(建築物)

| 対象 | | 景観形成基準 | | |
|---------|--|--|---|---------|
| | | 景観重点区域Ⅰ | 景観重点区域Ⅱ | 景観重点区域Ⅲ |
| 形態意匠の制限 | 屋根 | 素材・形状 | <ul style="list-style-type: none"> ●歴史的風土や周辺の景観との調和を図り、景観の連続性及び一体感を保つため、切妻、入母屋、寄棟等の勾配屋根（3/10～6/10の勾配）とする。 ●屋根素材は、瓦葺などの伝統素材を使用することを推奨し、他の素材を使用する場合は色彩基準に基づくものとする。 | — |
| | | 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ●歴史的風土や周囲の景観と調和した色彩とし、基調色は色彩基準に基づくものとする。 | |
| | 外観 | 素材・形状 | <ul style="list-style-type: none"> ●壁面線については、周囲の建築物と調和させる。 ●公共空間に面する外壁は、板張、漆喰、土壁等の自然素材や伝統素材を推奨し、他の素材を用いる場合は、色彩が伝統素材に近いもの、または質感が自然素材に近いものを使用する。 | — |
| | | 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ●歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩とし、基調色は色彩基準に基づくものとする。 ●従属色は外壁各面の面積の1/5以内、アクセント色は外壁各面の面積の1/20以内とし、色彩基準に基づくものとする。 ●ただし、着色していない木材・レンガ・コンクリート・ガラス等の材料によって仕上げられている部分は、この限りではない。 | |
| | 位置・配置 | <ul style="list-style-type: none"> ●視点場からの眺望を阻害しない位置・配置とする。 ●山なみの稜線や松原のスカイラインを阻害しないように、地形に配慮した位置・配置とする。 | | |
| | 建築設備 | <ul style="list-style-type: none"> ●空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えないように隠すか、色彩基準に基づき修景する。 | <ul style="list-style-type: none"> ●空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間から目立たない位置への配置に配慮する。 | |
| 高さの最高限度 | <ul style="list-style-type: none"> ●高さは、10m以下とする。 ●視点場からの眺望を阻害しない高さとする。 ●視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。 ●周囲の集落景観や田園景観と調和し、突出しない高さとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ●高さは、13m以下とする。 ●視点場からの眺望を阻害しない高さとする。 ●視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。 ●周囲の集落景観や田園景観と調和し、突出しない高さとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ●視点場から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。 ●視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。 | |

(3) 屋外広告物法

本市では、平成27年(2015)11月から、良好な景観をより積極的に保全・形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法に基づき、屋外広告物条例を施行している。

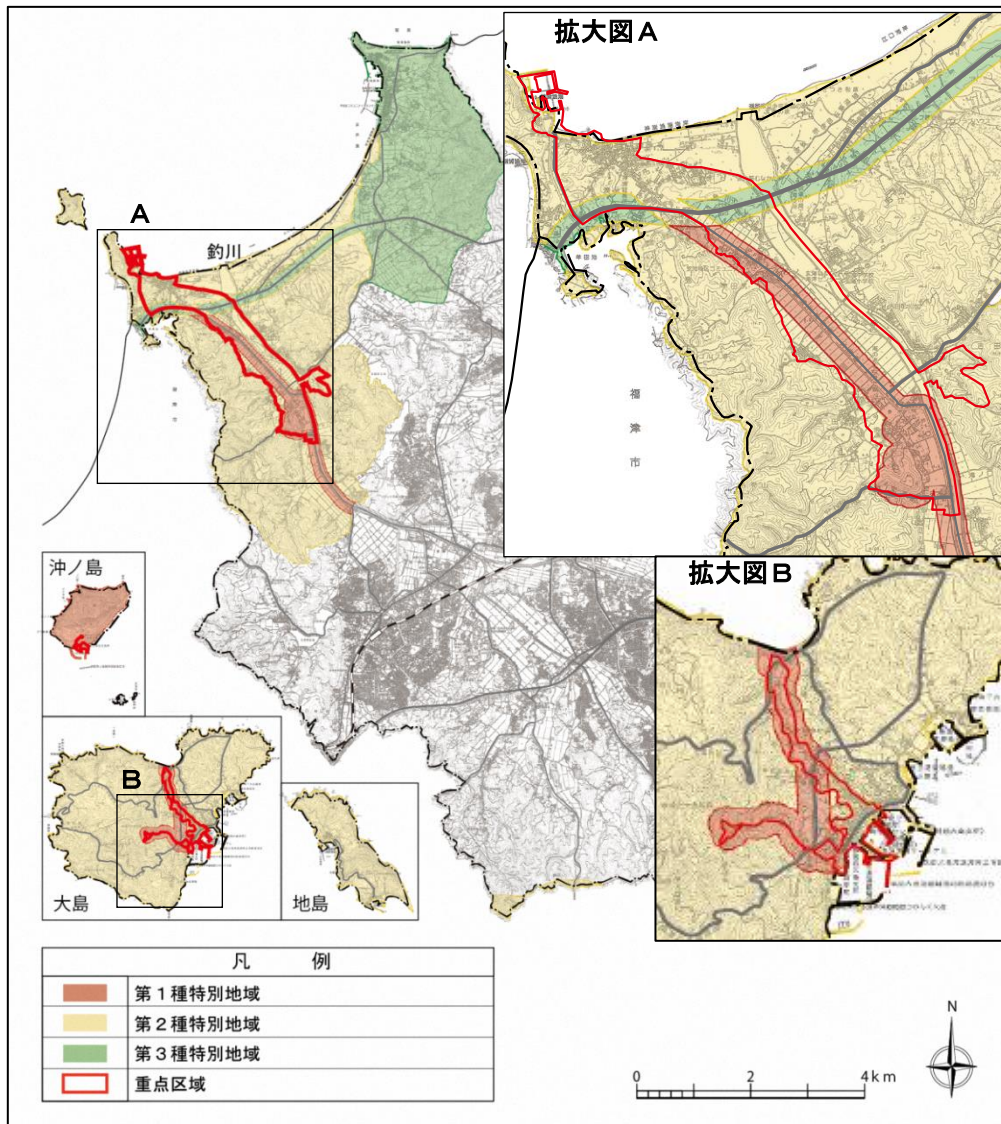
規制内容については、景観計画の内容や地域の特性を踏まえ、3つの特別地域と1つの普通地域に区分し、地域ごとの基準を定めている。

なお、本計画の重点区域は、全て特別区域に含まれている。

表 基準の概要(共通基準)

| 項目 | 基準 |
|----------|--|
| 広告物の規模 | ①広告物の面積、高さ及び数量は、必要最小限とすること。 ②複数の広告物を無秩序に設置することは避け、できる限り集約化すること。 |
| 周辺との調和 | ③広告物の形態意匠は、地域特性や周辺環境との調和を図ること。 ④建築物その他の工作物等に附属する広告物の形態意匠は、当該建築物その他の工作物等との調和を図ること。 |
| 色彩や光の使い方 | ⑤広告物の色彩の基調色は、周辺環境及び建築物その他の工作物等と類似又は融和するものとする。 |
| 他法令の遵守 | ⑥道路法、建築基準法、自然公園法等条例以外の法令の適用を受ける広告物にあっては、これらの法令の規定に適合すること。 |

図 屋外広告物条例による地域区分



(4) 自然公園法

本市北部の玄界灘沿岸と地島の大部分及び勝島などを中心に 683ha が玄海国定公園に指定されている。玄海国定公園は、東は福岡県北九州市若松区遠見ヶ鼻から西は佐賀県伊万里市伊万里湾浦漣付近までの東西約 120 k m におよぶ福岡県、佐賀県及び長崎県の玄界灘の海岸景観を主体とする公園であり、工作物の建築や木竹の伐採などの各種行為に対し制限が設けられている。重点区域内のうち、玄海地区の神湊周辺が第 2 種特別地域、鎮国寺周辺が第 3 種特別地域に含まれている。

図 重点区域と国定公園

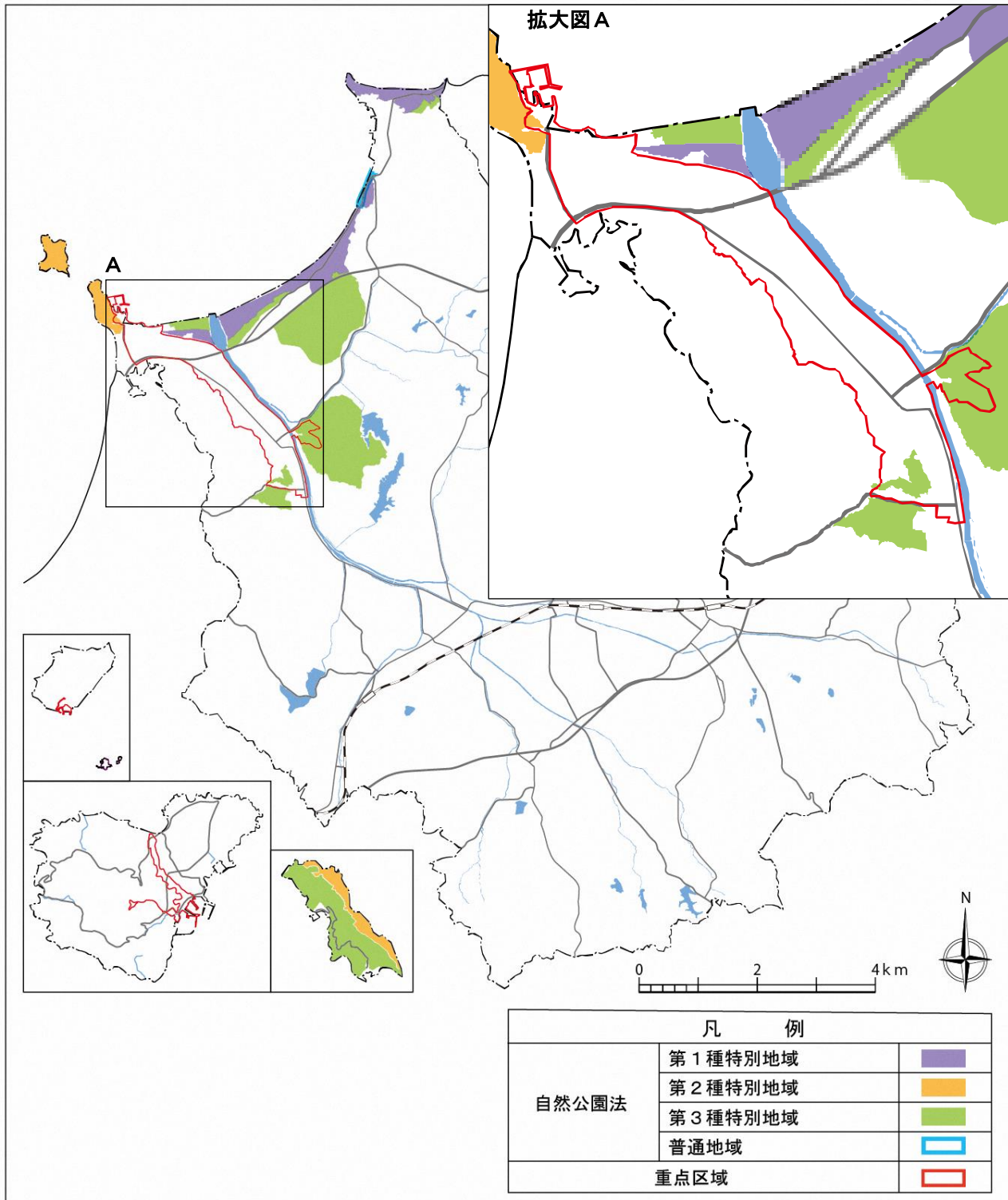


表 地域区分と行為規制

| 地区区分 | 説明 | 行為規制 |
|---------|--|---|
| 第1種特別地域 | 特別保護地区に準じ風致を維持する必要性が高い地域であって、現在の風致を極力保護することが必要な地域 | 許可制 特別保護地区に準じた扱い |
| 第2種特別地域 | 特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域 | 許可制 林業は30%の択伐を認めている。通常の農林漁業活動に伴う施設や住宅など住民の日常生活に必要な施設は原則として許可 |
| 第3種特別地域 | 通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域 | 許可制 林業は皆伐を認めている。工作物の設置については第2種特別地域とほぼ同様 |
| 普通地域 | 景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要のある地域（海面を含む） | 事前届出制 大規模な工作物等風景を害するものについては、保全のための行政措置を講ずる |

表 許可申請・届出を要する各種行為一覧(●：許可 ▲：届出)

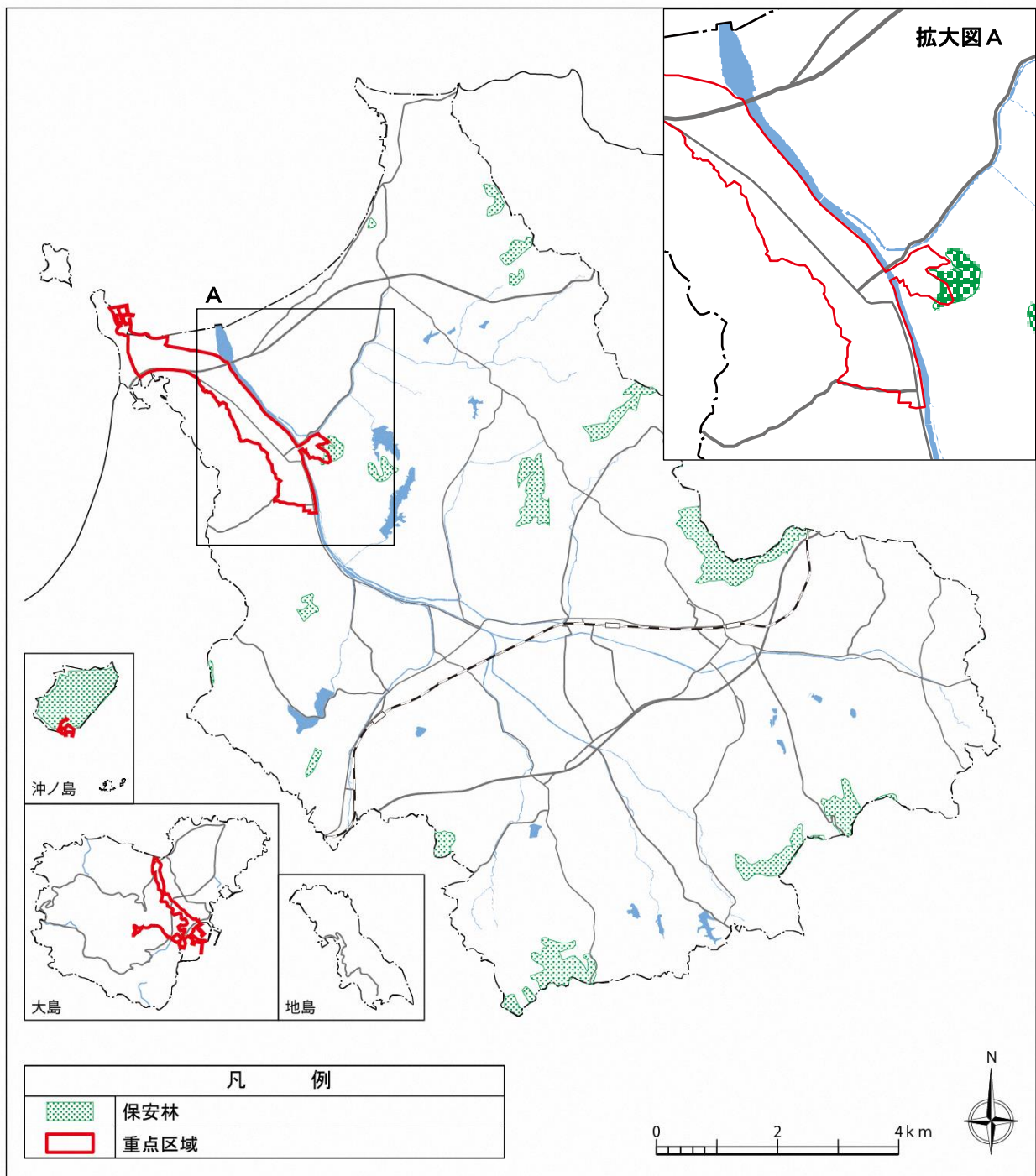
| 行為の種類 | 国立・国定公園 | |
|------------------------|---------------|-----------|
| | 特別地域 | 普通地域 |
| 工作物の新築、改築、増築 | ● | ▲（大規模な） |
| 木竹の伐採 | ● | |
| 指定区域での木竹の損傷 | ● | |
| 鉱物や土石の採取 | ● | ▲ |
| 河川、湖沼の水位・水量の増減 | ● | ▲（特別地域内の） |
| 指定湖沼への汚水の排出等 | ● | |
| 広告物の設置・表示 | ● | ▲ |
| 屋外での指定物の集積・貯蔵 | ● | |
| 水面の埋立等 | ● | ▲ |
| 土地の形状変更 | ● | ▲ |
| 指定植物の採取等 | ● | |
| 指定地域での指定植物の植栽。播種 | ● | |
| 指定動物の捕獲等 | ● | |
| 指定区域での指定動物の放出 | ● | |
| 屋根、壁面等の色彩の変更 | ● | |
| 指定する区域への立入 | ● | |
| 指定区域での車馬等の乗り入れ | ● | |
| 政令で定める行為 | ● | |
| 地域指定拡張の際の既着手行為（事後3月以内） | ▲ 法第20条第6項 | |
| 非常災害のための応急措置（事後14日以内） | ▲ 法第20条第7項 | |
| 木竹の植栽、家畜の放牧（許可行為は除く） | ▲ 法第20条第8項 | |

(5) 森林法

保安林は、森林法に基づき、水源のかん養や土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事により指定されており、保安林における立木の伐採や土地の形質の変更等の行為は、許可制により制限されている。

重点区域内においては、沖ノ島全域、区域の縁辺部に保安林が分布している。沖ノ島の保安林に指定されている森林は、「宗像市森林整備計画」においても、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する文化機能維持増進森林として位置付けられている。

図 保安林区域と重点区域



(6) 農業振興地域の整備に関する法律

本市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、平成 19 年（2007）に「宗像市農業振興地域整備計画」を策定している。市内の約 2,649ha が農用地区域に指定されており、良好な農地の保全が図られている。

重点区域のうち、玄海地区においては釣川沿いの大部分が農用地区域に指定されている。

図 農業振興地域と重点区域

